

公共施設の使用料適正化計画

2020年3月
2024年9月一部改定

秋田県横手市

目 次

1 はじめに	1
2 現状と課題	1
① 積算基準の不統一		
② 使用時間等の不統一		
③ 免除・減額基準の不統一		
3 使用料の考え方	1
① 維持管理コスト等に基づく使用料の積算方法		
② 貸出時間の単位		
③ 使用料の単位（最低使用料・端数処理）		
④ 市外の方の利用		
⑤ 営利目的の利用		
⑥ 運動施設の付属設備		
⑦ 無料施設の有料化		
4 改定の幅（上限・下限）	3
5 免除・減額の基準	4
① 市内の市立保育所と、私立保育所及び私立幼稚園他の区別をなくす		
② 減免対象団体の適正化		
③ 「生涯学習施設利用登録団体」の見直し		
④ 社会体育施設と公民館付随の体育館（同様のスペース）のバランスをとる		
⑤ 社会教育施設及び社会体育施設以外の使用料見直し施設についても明確にする		
⑥ 特定の年齢区分等の使用料、免除・減額規定の見直し		
※別紙「市長が（特に）認めた場合」の使用料の免除・減額適用一覧参照		
6 改定期限・改定後の取り組み	5
7 改定による効果	5
① 公平性の確保		
② 利便性の向上		
8 施設ごとの改定使用料一覧	別冊

1 はじめに

当市では平成17年10月の市町村合併以降、新市行政運営の指針となる「行財政改革集中プラン」及び「横手市行財政改革大綱」を策定し、総合的かつ計画的に行財政改革を推進してきました。

また、平成28年度には、歳入の縮小により財政状況が極めて厳しくなる中においても、持続可能な行政経営手法を確立するため、新たに「横手市行財政改革アクションプラン」を策定し、集中的な取り組みを進めてきたところです。

同プランにおいては、推進項目のうちの一つ「持続可能な財政運営」の具体的取り組み施策として“利用者負担の適正化”を図ることとしており、その考え方や方向性を明確にするため本計画を策定するものです。

2 現状と課題

市町村合併前の各市町村で定められた、それぞれの基準が引き継がれたままになっている状況から、次の3つの課題を改善する必要があります。

① 積算基準の不統一

近隣市の類似施設や過去の経緯などを参考にしていることから、使用料の積算基準が統一されておらず、負担の公平性が確保されていない状況にあります。

② 使用時間等の不統一

市町村合併前の利用条件（使用時間等）や利用者の負担水準が引き継がれており、全市的な視点に立った整理・調整がなされていません。

③ 免除・減額基準の不統一

使用料の免除・減額については、施設ごとに設置目的が異なるため一概には判断できませんが、その取り扱い基準や運用方法に地域や施設ごとに差が生じています。

3 使用料の考え方

① 維持管理コスト等に基づく使用料の積算方法

区分	計算式
会議室等	$A = \frac{\text{（年間維持管理費+減価償却費）}}{\text{貸出施設面積} \times \text{年間使用可能時間}} \quad (\Rightarrow 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間当たりコスト})$ B = 貸出面積 × 貸出時間 ●計算式 = A × B × 利用者負担割合

☆… 資料館等の入館料

施設の目的や維持管理コストの多寡により、個々の施設独自に設定することとし、今回の統一的な見直しの対象外としています。

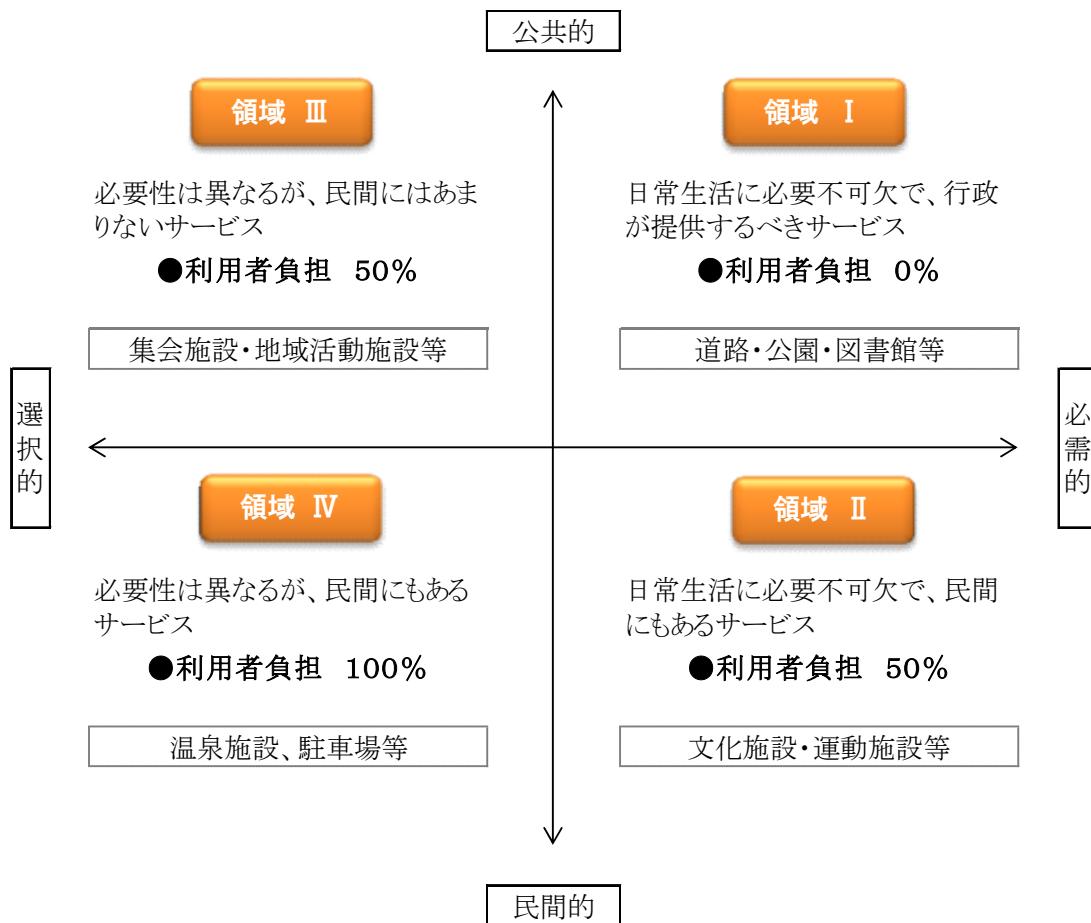
★… 維持管理費の考え方

項目	内 容
人件費	・施設の維持管理や運営に関わる職員（非常勤含む）の人件費
物件費	・光熱水費、委託料、修繕費など維持管理運営に要する費用
建設費 (減価償却費)	・施設取得時に要した費用を、耐用年数を基準として年度ごとに分けて計上したもの（⇒年度当たり費用）

※土地取得費は、維持管理費に含みません

★… 利用者負担割合の考え方

施設の性質に応じて、維持管理費のうち利用される方が負担する割合を、原則的に下記のとおり設定します。



② 貸出時間の単位

- ・1時間を中心とします。
- ・1時間当たりの使用料の単価は、貸し出しの時間帯（午前、午後、夜間…等）にかかわらず、同一とします。

③ 使用料の単位（最低使用料・端数処理）

- ・“維持管理コスト等から積算した使用料”に100円未満の端数がある場合は、全て切り上げ処理を行い100円単位とします。
- ・最低料金より上の使用料は100円単位とします。

④ 市外の方の利用

- ・市外の方（市内在住・在勤・在学以外の方）が施設の会議室等を利用する場合は、“維持管理コスト等から積算した使用料”的2倍とします。
- ・記念館の入館料等（申請行為を伴わない個人使用料）は、対象に含みません。

⑤ 営利目的の利用

- ・営利目的の利用か否かの基準を統一化するとともに、営利目的とした利用の場合は、“維持管理コスト等から積算した利用者負担100%の1時間当たりの料金”×1.5倍か、改定後料金×3倍のどちらか高い方とします。

⑥ 運動施設の付属設備

- ・屋外施設の夜間照明等、備品については、施設の実情に応じて、使用料を別途規定します。

⑦ 無料施設の有料化

- ・無料としていた施設はその実情を把握し、公平性の観点から基本的に有料とします。

4 改定の幅（上限・下限）

改定使用料は、急激な価格の変動を防止するため、下記上限幅・下限幅の範囲内において設定します。

	改定の幅	留意事項
上限幅	改定前使用料の1.5倍	・改定前使用料が、「午前」「午後」「夜間」など区分されている場合は、いずれの時間帯においても、左記改定幅の範囲内に収まるよう、料金設定します
下限幅	改定前使用料の0.9倍	

5 免除・減額の基準

各施設の使用料は、利用されるすべての方の負担を原則とします。ただし、政策的・例外的な措置により、使用料を免除・減額とする場合は、「横手市公の施設の使用料等減免の基準に関する規則」として新たな基準を定め、別紙「市長が（特に）認めた場合」の使用料の免除・減額適用一覧のとおり、令和2年9月1日から適用を開始します。（大きく変更する点は以下のとおりです）

① 市内の市立保育所と、私立保育所及び私立幼稚園他の区別をなくす

これまで社会体育施設を利用する私立保育所及び私立幼稚園、特定地域型保育事業所、認可外保育施設、認定こども園、児童養護施設の活動については、50%の負担としていましたが、市立保育所の活動と同様100%免除とします。

② 減免対象団体の適正化

公民館等社会教育施設を利用の際、これまで100%免除となっていた、「市内の高等学校の教育的目的による事業」については、使用料の50%負担とします。

また「市内の認可保育所、認定こども園、児童養護施設、特定地域型保育事業所、認可外保育施設、小学校、中学校又は高等学校に通園又は通学する者の保護者会による保育事業又は教育活動」については、使用料の50%負担とします。

③ 「生涯学習施設利用登録団体」の見直し

公民館等社会教育施設を利用の際、これまで100%免除となっていた、生涯学習施設利用登録団体については、引き続き団体登録制度を継続し、100%の免除としますが、その基準について以下の見直しを行います。

（生涯学習施設利用登録団体の見直しの内容）

登録団体制度の見直しを行い、新たに「生涯学習活動推進団体」登録制度を実施します。

（参考）「生涯学習活動推進団体」として登録する際の要件

登録基準等（認定する要件）については、次の要件を備えている団体とします。

- ・社会教育、生涯学習、まちづくりなどの活動を定期的に行う団体であること。
- ・代表者を有し、規約又は会則等があること。
- ・団体の構成員が10人以上で構成員の半数以上が市内在住又は在勤であること。
- ・団体の主たる活動場所及び事務所が市内にあること。
- ・政治活動、宗教活動及び営利事業を目的としない団体であること。

※ 申請の際は「規約又は会則等」「役員及び会員名簿」「当該年度の事業又は活動に関する資料」「その他参考となる資料」の提出を求め、登録団体チェックシートにより判断します。また、登録期間は2年とします。

④ 社会体育施設と公民館付随の体育館（同様のスペース）のバランスをとる

上記の③における「生涯学習活動推進団体」が、公民館等、付随の体育館を使用する場合の使用料については、社会体育施設の使用料と同様、50%負担とします。一方、「体育協会又は総合型地域スポーツクラブが主催する事業」はこれまで公民館等付随の体育施設は、減免なしとしていましたが50%の減額とします。

⑤ 社会教育施設及び社会体育施設以外の使用料見直し施設についても明確にする

利用登録団体制度は、あくまで社会教育施設や社会体育施設利用の際のものであります、今回の使用料見直しを機会として、都市公園内の体育施設などへの減免の運用についても明確にします。

⑥ 特定の年齢区分等の使用料、免除・減額規定の見直し

特定の年齢区分等で使用料の区分を設定している施設について、より公平で適切な運用が図られるよう見直しを行います。例) 横手市総合交流促進施設の免除・減額規定の見直し、高齢者センター・十文字幸福会館・十文字陸上競技場の利用と免除・減額に関する年齢区分の見直し

6 改定の時期・改定後の取り組み

今回の改定の時期は、使用料については令和7年4月1日とします。

改定後の影響や効果、また、減価償却期間の推移等を勘案し、概ね5年ごとに見直しのためのローリングを実施します。

7 改定による効果

① 公平性の確保

- 施設の老朽度合や職員の配置状況、貸出面積等をもとに積算した料金体系を確立することにより、施設を利用される皆様の公平性が確保されます。

② 利便性の向上

- 貸し出しの時間帯（午前、午後、夜間…等）による区別をなくし、1時間単位に統一することで、利用しやすく、分かりやすい料金体系が確立されます。

8 施設ごとの改定使用料一覧

別冊